平成２６年（フ）第３１号
栃木県足利市山下町915番地６
債務者　新藤　ミツ
１　決定年月日時　平成26年５月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
５　免責審尋期日　平成26年７月11日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第６１号
沖縄県うるま市石川東山１丁目２番地　東山団地11号棟304号室
債務者　仲宗根さゆり
１　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
５　免責審尋期日　平成26年７月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第７７号
福岡県直方市大字畑745番地、前住所福岡県直方市大字永満寺2791番地１　ローズヴィラ104号
破産者　真邊チトセ（旧姓神崎）
１　決定年月日　平成26年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第１４３号
静岡県富士市伝法1940番地レオパレス滝下Ｂ―207号、前住所静岡県富士市大淵3420番地の19
破産者　古郡　敏伯
１　決定年月日　平成26年５月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１３５９号
名古屋市中川区南脇町２丁目７番地　メゾン長良401号
破産者　スナックりあんことアート・デザイン・カズミこと　三浦　一美
１　決定年月日　平成26年５月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４１２号
愛知県愛西市持中町八町111番地３
破産者　大橋由利子
１　決定年月日　平成26年５月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７７８号
名古屋市緑区黒沢台３丁目611番地
破産者　栗本　　健
１　決定年月日　平成26年５月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２５２号
愛知県尾張旭市新居町山の田3253番地１　東部ビル３Ｆ、前住所福島県福島市南矢野目字鼓原２番地の５　２Ｆ
破産者　前園工務店こと　前園　武刺
１　決定年月日　平成26年５月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２５３号
愛知県尾張旭市新居町山の田3253番地１　東部ビル３Ｆ、前住所福島県福島市南矢野目字鼓原２番地の５　２Ｆ
破産者　前園美喜子
１　決定年月日　平成26年５月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３３４号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字粉諸2277番地　こもろ荘２棟201号
破産者　髙羽　晃雄
１　決定年月日　平成26年５月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３５６号
愛知県西春日井郡豊山町大字青山字金剛36番地３　パワーハウス　ウエスト
破産者　インテリアはやかわこと　早川　由美
１　決定年月日　平成26年５月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３号
沖縄県那覇市小禄５丁目10番地３　コーポルナ205
破産者　上原　一也
１　決定年月日　平成26年５月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

免責許可決定

平成２６年（フ）第１４５２号
東京都足立区中央本町４丁目13―24―306
破産者　高山みどり
１　決定年月日　平成26年４月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４５６号
東京都中野区弥生町３丁目５―18―５
破産者　金子　由香
１　決定年月日　平成26年４月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４５７号
東京都調布市仙川町２丁目19―４―201
破産者　森　　実近
１　決定年月日　平成26年４月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４５９号
東京都渋谷区幡ヶ谷１丁目30―１―530
破産者　望月　未帆
１　決定年月日　平成26年４月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４６０号
東京都江戸川区鹿骨３丁目３―14　第３丸昭ハイツ302
破産者　石切所亜津子（旧姓柿野谷）
１　決定年月日　平成26年４月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４６１号
東京都墨田区立花１丁目28―３―1102
破産者　酒井　亜希（旧姓丸山）
１　決定年月日　平成26年４月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４６６号
千葉県船橋市習志野台８丁目７―20　アーバンシティ20Ａ号
破産者　原口　啓太
１　決定年月日　平成26年４月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部